主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人森岡三八の上告理由は末尾添附別紙記載のとおりである。

同理由書について。

しかし、原判決は、被上告人の決定した上告人の所得金額及び所得税額を当事者 の主張立証に基いて相当であると適法に認定したものであつて、原判決には所論の ような違法はない、論旨は理由がない。

よつて民訴四〇一条、九五条、八九条に従い裁判官全員の一致で主文のとおり判 決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	/]\	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎